

Ⅶ 有機農業の推進に関する法律(平成18年12月15日 法律第112号)概要

背景：国民の健康志向や、食の安全・安心を求める世論が高まり、化学肥料や化学合成農薬を使用しない農産物に対する要望が強まっていますが、有機農業は日本国内において依然として普及が進まず、有機農産物の生産は他の先進諸国に比べても少なく止まっています。こうした状況を受け、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、有機農業の発展を図ることを目的として「有機農業の推進に関する法律」(有機農業推進法)が制定されました。

有機農業の定義：化学的に合成された肥料及び農薬、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、環境への負荷をできる限り低減した生産方法を用いて行われる農業

※注：本法は、農法としての有機農業を定義するものであり、有機農産物の規格を定めるものではありません。本法の定義に従って栽培した農産物であっても、有機JASの認定を得ていなければ「有機農産物」として販売することはできません。

基本理念：①農業者が容易に有機農業に従事できるようにすること ②農業者等が、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売に積極的に取り組めるようにするとともに、これらの農産物を消費者が容易に入手できるようにすること ③有機農業を行う農業者等と、消費者との連携を促進すること ④農業者その他の関係者の自主性を尊重すること

法は、農林水産大臣に対して「有機農業の推進に関する基本的な方針」を定めるものとするともに、都道府県に対して基本方針に即した「有機農業の推進に関する施策についての計画」を定めるよう努めることとしています。

また、国及び地方公共団体に対し、基本理念にのっとり有機農業者等の支援や技術開発、有機農業者と消費者の相互理解の増進等、有機農業の推進に関する施策に取り組むこととしています。施策の策定、実施にあたっては、農業者や消費者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとしています。

◎ 有機農業の推進に関する基本的な方針(令和2年4月14日 生産第116号)

本方針では、生産、流通、消費の各側面から、国及び地方公共団体が有機農業の推進に関する施策を講じるための基本となる事項として、以下について定めています。

- 1 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
 - ① 有機食品の消費に係る目標(有機食品を週1回以上利用する消費者⇒25%)
 - ② 有機農業の生産に係る目標
(有機農業の取組面積⇒63千ha、有機農業者数⇒36千人)
- 3 有機農業の推進に関する施策に関する事項
 - ① 有機農業者の人材育成に関する施策
(新規参入、有機農業の取組、産地づくり)
 - ② 有機食品の国産シェア拡大に関する施策
(流通・加工・販売、有機JAS認証を取得しやすい環境づくり)
 - ③ 消費者の理解確保に向けた施策
 - ④ 技術の開発と普及の促進
- 4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

なお、本方針では、長期的な生産・消費の動向を評価する必要があることから令和12年を目標としますが、5年後を目途に中間評価を行うものとしています。